

保護者 様

足利市立葉鹿小学校長 安藤 佳子

学校感染症による出席停止について

学校感染症は、学校において予防すべき感染症として、学校保健安全法に定められた感染症のことをいいます。児童生徒が感染症にかかった場合、本人の休養と他への伝染・流行を防ぐため、出席停止（欠席日数に含まれません）の処置をとることになっております。

万一、お子さんが感染症と診断された場合は、まず学校へ電話連絡をお願いいたします。医師の登校許可が出るまでは出席停止となります。以下の出席停止期間を参考に、ご家庭でゆっくり療養していただくようお願いいたします。

出席停止届になりますので、毎日 LEBER へお子さんの症状・体温を入力してください。例えば、インフルエンザの場合は、「発症後、5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで」となっております。登校届は、下記の入力が行われている場合、紙面での提出は必要ありません。

LEBER 学校への連絡／健康観察

体の調子はいかがですか？ → 不調あり → 不調の内容（複数選択可）→ 本日の体温 → 計測した時間 → 今日は出席しますか？ → 欠席する（病欠） → 病名選択（コメント欄に下記の内容を入力してください。） → インフルエンザの場合（種類選択） → 出席停止の期間 → 回答を送信する

①発症日と症状 例：2/1（土）6時 発熱38.0℃、頭痛あり

②診断を受けた病院 例：〇〇医院

主な感染症における登校基準

学校保健安全法施行規則より

病名	登校基準 (目安です。個人差もあるので必ず医師の指示に従ってください。)
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹(3日はしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
溶連菌感染症	適切な抗生剤治療後24時間を経て、解熱し、全身状態良好になるまで
感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が消退した後、全身状態がよい者
マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期が終わった後、全身状態がよい者
手足口病	全身状態が安定した者
ヘルパンギーナ	全身状態が安定した者
伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹のみで全身状態のよい者
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
その他	学校長の認めるもの